

令和8年5月より

防災気象情報が大きく変わります

令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、令和8年5月下旬（予定）から新たな防災気象情報の運用が始まります。

POINT 1 警戒・注意報の名称に「レベル」が付きます

発表される警戒・注意報の名称に、レベル（1～5）が付記されるようになります。

- ・ 名称を見るだけで避難の目安が分かる
- ・ 避難行動と警戒レベルの関係が明確



変更例
旧 大雨警報 → 新 レベル3 大雨警報*

※ 警戒レベル3（高齢者等避難）に相当

POINT 2 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります

「洪水警報・注意報」は廃止され、河川の種類に応じた名称に変わります。

- ・ 川の危険度が、より分かりやすい
- ・ 最も危険な状況では特別警報が新設



変更例
旧 洪水警報 → 新 洪水予報河川* : レベル3 氾濫警報
→ 新 上記以外の河川 : レベル3 大雨警報

※ 国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川



警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
5相当	氾濫特別警報	大雨特別警報	土砂災害特別警報	高潮特別警報
4相当	氾濫危険警報	大雨危険警報	土砂災害危険警報	高潮危険警報
3相当	氾濫警報	大雨警報	土砂災害警報	高潮警報
2	氾濫注意報	大雨注意報	土砂災害注意報	高潮注意報
1	早期注意情報			

POINT 3 レベル4相当の情報は「危険警報」になります

危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4相当の情報は、「危険警報」として発表されます。

- ・ 今すぐ避難が必要か分かる
- ・ 危険度の高い情報がひと目で判断可能



変更例
旧 土砂災害警戒情報 → 新 レベル4 土砂災害危険警報

新しい警報、ちゃんと知っておこう。



さつま町

防災

※ 令和7年度 鹿児島県総合防災訓練写真

だより vol.3



さつま町役場
総務課 危機管理係
0996-24-8913（直通）
so-kikikanri@satsuma-net.jp

自主防災組織活動補助金のご案内

さつま町では、地域の防災力を高めるため、自主防災組織のさまざまな活動に補助金を交付しています。

1 自主防災力強化事業

地域の防災活動全般に幅広く使える補助金です。

交付対象経費	補助金額（上限）
防災活動に要する経費	構成世帯数により決定（1,000円未満切捨て）
① 自主防災組織の結成	～50世帯：20,000円
② 防災センター等への研修	51～100世帯：30,000円
③ 地区防災計画の策定	101～200世帯：40,000円
④ 防災訓練の経費	201世帯～：50,000円
⑤ 防災備蓄品の購入等	

※ 年2回まで（2回目は1回目と別の内容）／複数組織で実施する場合も各組織ごとに交付

対象となる主な経費

消耗品費、印刷製本費（防災計画・マップ等）、会場使用料、研修時の車借上げ料、講師謝礼、非常食・飲料水（賞味期限1年以上）、ヘルメット等の防災用品

2 届出避難所運営事業

災害時に避難所を開設・運営した際の経費を支援します。

補助金額
1回の開設につき 5,000円

※ 日をまたいても1回扱い。ただし72時間を超える場合は72時間ごとに1回分を追加

3 防災士等資格取得支援事業

防災士や防災推進員などの資格取得を支援します。

補助金額
研修費は全額補助

※ 旅費は「さつま町職員等の旅費に関する条例」に準じ、福岡県までの分を上限とする

林野火災から身を守るために。



林野火災の予防について

林野火災注意報・林野火災警報の運用開始!

令和7年2月 岩手県大船渡市で発生した林野火災で、林野約3,370ha、住宅90棟が焼失し、一人の尊い命が失われました。このことを踏まえ、林野火災予防を目的として、全国的に火災予防条例が改正され、さつま町では、令和8年1月1日から林野火災注意報・警報の運用を開始しています。

注意報・警報が発令されたら



林野火災の予防上
注意を要する気象状況となった場合

林野火災注意報が発令され、
「火の使用制限※」に従うよう努める。

努力義務

林野火災の予防上
危険な気象状況になった場合

罰則あり

林野火災警報が発令され、
「火の使用制限※」に従わなければならない。

遵守義務

※ 火入れ、たき火、花火の消費、山林等での喫煙など

火入れ・たき火時の注意事項

注意報・警報が発令されていない場合でも、空気が乾燥している日や風の強い日は十分注意し、状況によっては中止してください。また、できる限り多くの人前で必ず消火の準備をし、最後は火が完全に消えたことを確認するようお願いします。

乾燥時・強風時の
火入れ・たき火は危険です



さつま町消防本部 警防課 予防係
お問い合わせ先 0996-52-0119

注意報・警報が出たときのお知らせ方法

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は、防災行政無線やメール、SNS 等でお知らせします。

登録をお願いします!



火入れ許可・たき火の届出

田んぼのあぜ焼き等の火入れは、許可が必要です。さつま町役場農林課林政係に申請をしてください。枯草の寄せ焼きなどについては、火災とまぎらわしい煙が発生しますので、消防署へ届出をしてください。

許可申請 田んぼのあぜ焼き等 → さつま町役場
届出 枯草の寄せ焼き等 → 消防署

※ 消防署への届出はあくまでも、周囲の方が火災と間違えて、通報や問い合わせをされた場合に対応するために必要なもので、火入れ許可とは異なります。

NEWS

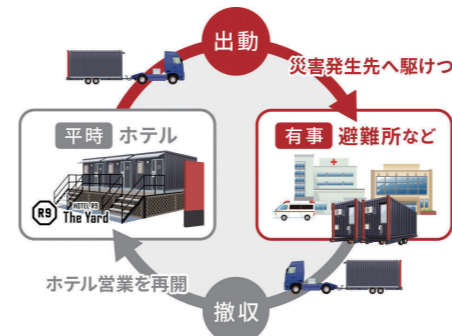
鹿児島県総合防災訓練を実施



令和7年5月25日、線状降水帯による大雨と震度6弱の地震の同時発生を想定した「令和7年度鹿児島県総合防災訓練」が、さつま町で実施されました。地域住民や医療機関、警察、自衛隊など96の機関・団体が参加し、避難所開設や災害医療支援、救助・火災対応などの訓練を実施。関係機関が連携した実践的な訓練となりました。

移動式宿泊施設提供に関する協定を締結

令和7年12月1日、さつま町は株式会社デベロップと「災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定」を締結しました。本協定は、災害発生時に町の要請に基づき、同社が保有・管理する移動式宿泊施設（コンテナハウス等）を、臨時の避難所や仮設宿泊施設として優先的に提供していただくものです。これらの施設は、平時は宿泊施設として運営されており、災害時には町が指定する場所へ迅速に運搬・設置できるため、被災者の生活環境の早期確保につながることを期待されます。協定締結にあたり、上野俊市町長は「町民が安心して過ごせる環境を整えるうえで、大変心強い協定です。今後も企業との連携を深め、災害時の支援体制強化に努めてまいります」と述べました。



防災行政無線、聞こえていますか?

聞こえない場合は、次を確認してください。

1 準備

- ・電源コードをつなぐ
- ・アンテナを伸ばす

※ 設置予定場所のコンセントに接続してください。

2 電波状況の確認 (ACランプ)

- ・点灯 ● : 電波状況が良好
- ・点滅 ○ : 電波状況が不安定

※ 受信中もACランプは点滅します。
※ ACランプが点滅する場合は、設置場所を変えて受信状況を確認してください。



※ 乾電池は年1回を目安に交換してください。
※ 長期間入れたままにしないでください。(液漏れ防止)
上記を行っても改善されない場合は、さつま町役場 総務課 危機管理係までご連絡ください。

さつま町役場 本庁 総務課 危機管理係
お問い合わせ先 0996-24-8913 (直通)

災害時の情報の入手方法について知っておこう



水害時に避難行動をとるためには、付近を流れる河川の水位の情報や雨量の情報、気象警報、洪水予報などを把握することが重要です。雨量や河川水位情報等の入手方法を確認し、普段から活用しましょう。



さつま町防災サイト



防災行政無線
(戸別受信機)



避難場所
(さつま町 HP)



外国人旅行者向け災害情報提供アプリ
Safety tips



気象情報



防災行政無線放送文



鶴田ダム管理所



さつま町

LINE公式アカウント
友だち募集中!

